

**電気通信事業分野における競争ルール等の
包括的検証に関する特別委員会
基盤整備等の在り方検討WG ヒアリング
ご説明資料**

**ソフトバンク株式会社
2019年8月7日**

通信基盤の整備は、**競争による促進が第一**であり、**ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法の一つ**との認識



ブロードバンドサービスについても基本的考え方は同様

目指すべき将来像(検討の方向性)

市場の競争状況、ユーザーニーズや地域事情の多様化等を踏まえると、
本質的に保障すべきはアクセスで、その為に**基幹的なアクセス部分の確保が必要**



ブロードバンドサービスの基礎的電気通信役務化を考えるにあたっては、
ユニバーサルアクセス(アクセス網としてのブロードバンド確保)への移行を念頭に検討が必要

定量・定性的な基準によらず、**役務単位での指定が現実的**

電気通信事業報告規則 第1条（定義）

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

七 **FTTHアクセスサービス** そのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含み、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

八 DSLアクセスサービス

九 FWAアクセスサービス

十 CATVアクセスサービス

ユニバーサルアクセスへの将来的な移行を考慮し、
FTTHアクセスサービスを対象とすることが適切

ブロードバンドの「整備」については、**既存の施策**(整備事業・補助金)あり

「整備」
未提供エリアのエリア化

事業者間の公正競争

+

エリア拡大に向けた振興策
(整備事業・補助金)

「維持」
提供済エリアの維持

事業者間の公正競争

+

ユニバーサルサービス交付金

競争の補完手段
(必要な範囲に限定)

「整備」と「維持」を分け、**競争の補完手段**としての
ユニバーサルサービス交付金の適用範囲は最小限とすべき

光ファイバ整備の推進策及び定量的な目標は明確にされている

(1) 5G基地局向け光ファイバ整備の推進<再掲>

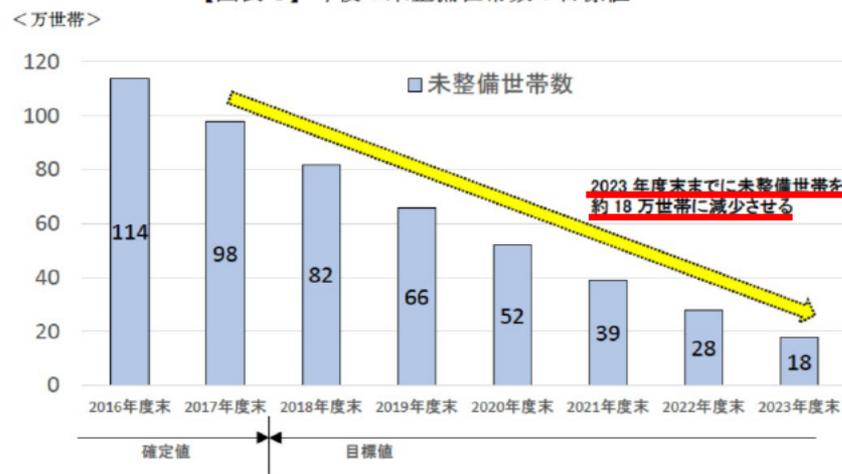
2019年度から開始した高度無線環境整備推進事業を引き続き活用し、条件不利地域での5G基地局を支える光ファイバの整備を推進する。

(2) 居住世帯向け光ファイバ整備の推進

居住世帯向けサービスのための光ファイバは、2017年度末現在で世帯カバー率98.3%（未整備世帯約98万世帯）まで整備されており、既に民間主導による整備は見込まれていない。

このため、自治体等からの要望に基づき、居住世帯向けサービスのための光ファイバ整備を支援することなどにより、2023年度末までに未整備世帯を約18万世帯に減少させることを目指す【図表4】。

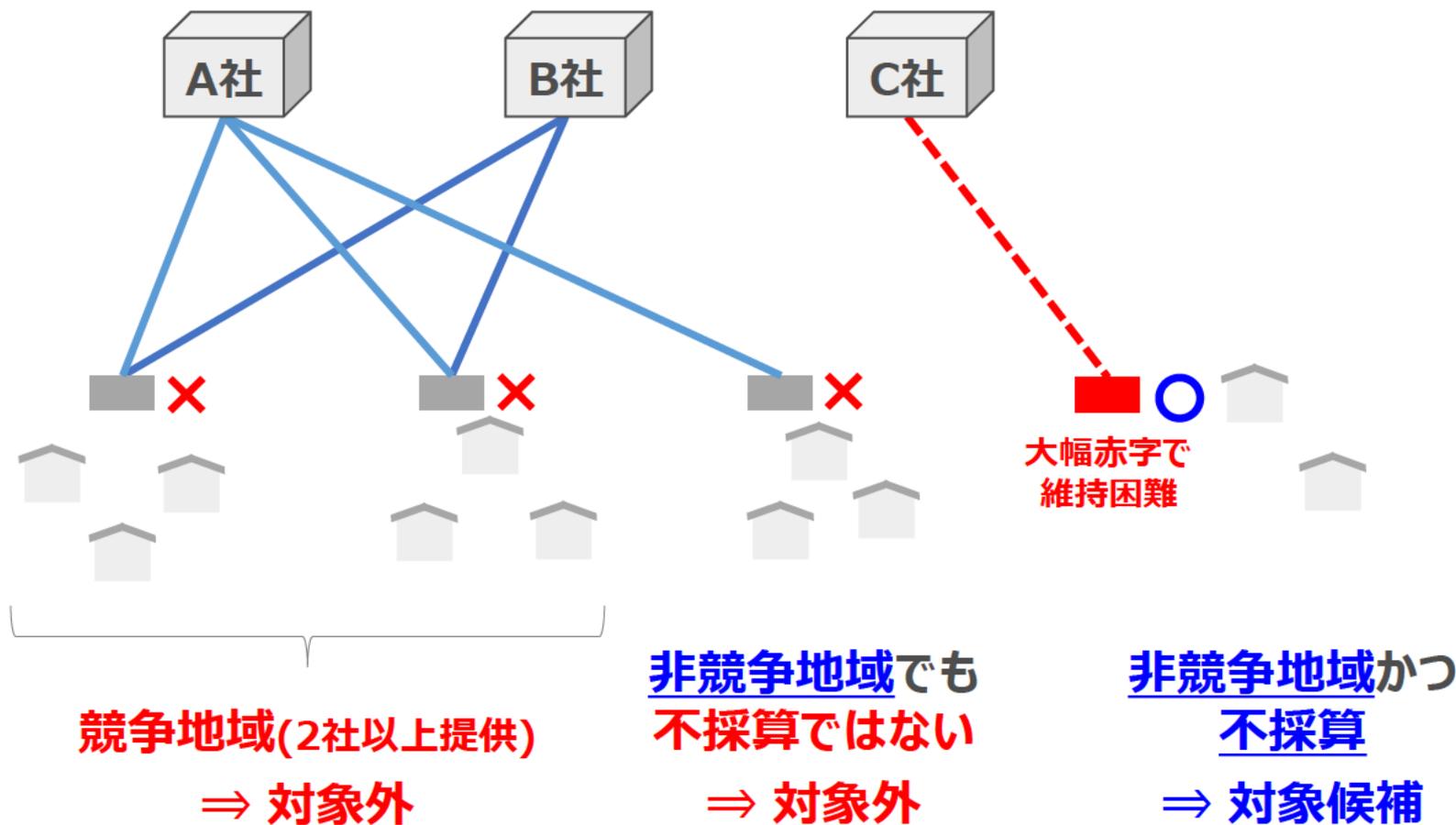
【図表4】 今後の未整備世帯数の目標値



出典：ICTインフラ地域展開マスタープラン(総務省：2019年6月25日) P.7

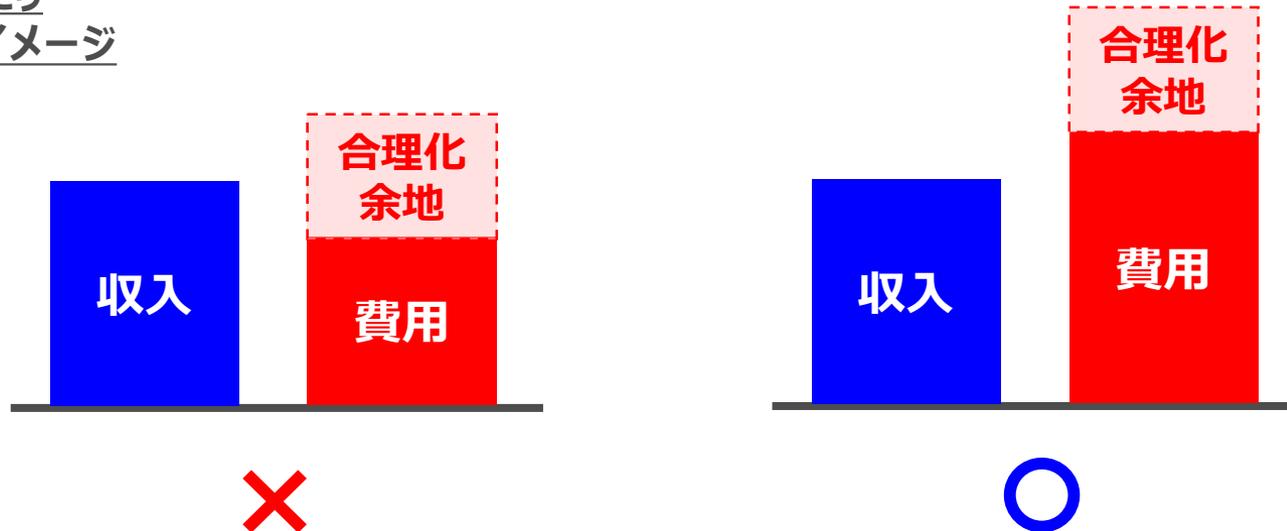
進捗に応じ、**推進策の充実(補助率の引き上げ等)**も検討が必要

提供済エリアにおいて、サービスの維持が困難な地域に限定



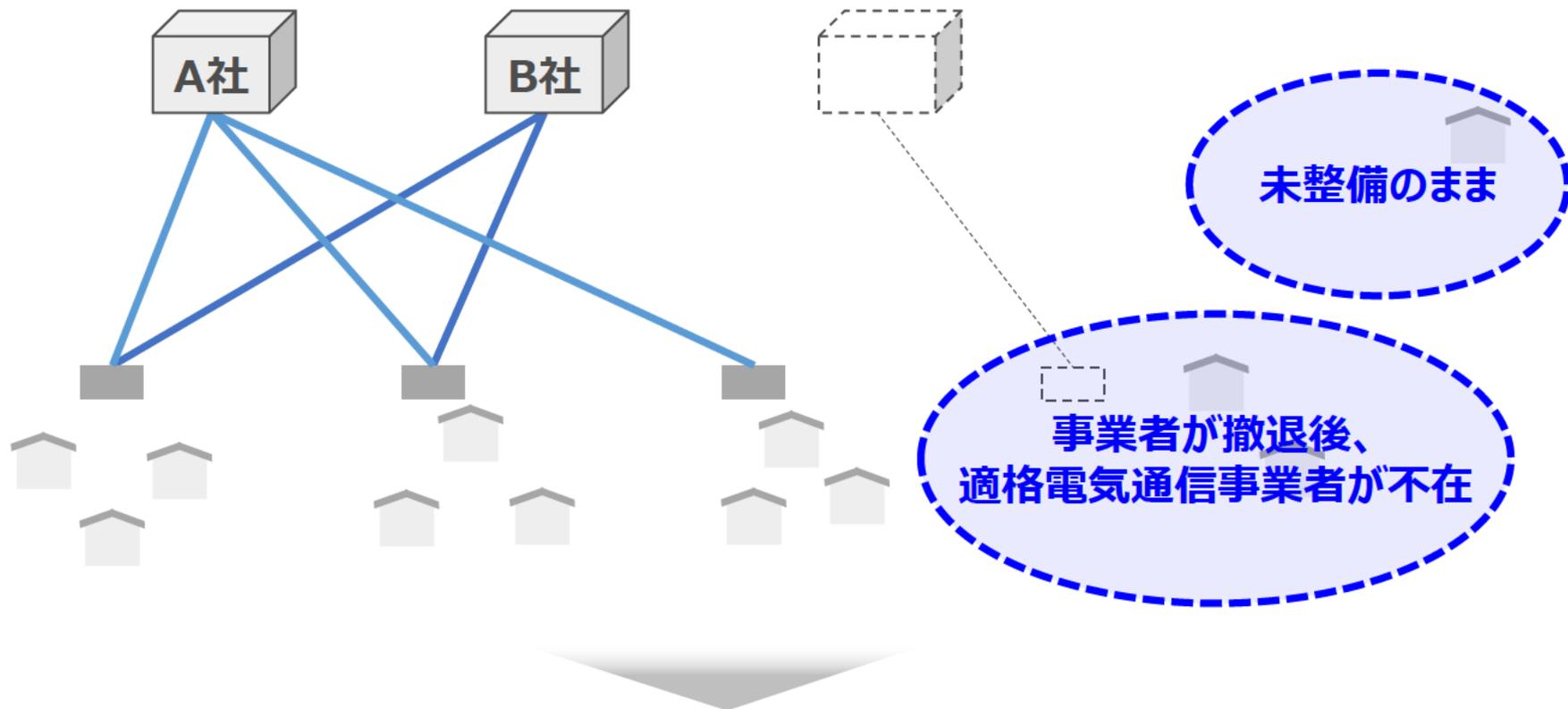
単に赤字のみでは不十分で、
合理的な経営でも構造的に不採算となる場合のみ対象とすべき

回線あたり
収入・費用イメージ



- ※収入については、競争地域における料金と同等水準の料金によるものであることが必要
- ※提供サービス全体で黒字(内部相互補助が可能)の場合は原則対象外

交付金制度の対象としても**適格電気通信事業者が不在**となったり、
振興策を強化しても**未整備のまま**となる可能性は残る



将来的には、**ラストリゾートとしてNTT東西殿に提供義務を負っていただくことも検討が必要**

負担金の考え方

ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化での受益者は、
電気通信事業者のみならず**上位レイヤのプレイヤーも含まれる**

従来

ネットワーク
レイヤ



音声通話の接続による受益

今後

コンテンツ・
アプリケーション
レイヤ

コンテンツプロバイダ等

プラットフォーム
レイヤ

SNS事業者・
ショッピングモール運営事業者
認証・決済事業者等



データ接続・流通による受益

しかしながら、不特定多数の上位レイヤのプレイヤーからの負担金徴収は困難であり
電気通信事業者のアクセス回線契約数に基づく負担が現実的な案の一つ
(最終的には利用者が受益するものとの考えに基づく)

現状、**適格電気通信事業者か否かを問わず、規律は一律**

主な規制

① 約款規制

- 約款(料金・提供条件)の事前届出義務
- 契約約款遵守義務(相対契約の禁止)

② 会計整理義務

- 基礎的電気通信役務損益明細表の作成等

今回を機に、**基礎的電気通信役務に関する規制を見直すべき**
(電話サービスに関するものも含め)

過去の答申では、**適格電気通信事業者に規制が必要**との結論

- ③ 具体的には、ネットワークを保有する事業者（現行の一種事業者）も含め、全事業者について、料金等の提供条件は市場における当事者間の相対取引に委ねることを原則とし、当該提供条件に係る契約約款の作成・公表義務や役務提供義務を不要とする規制緩和措置（いわゆる「デタリフ化」）を講じることが適当である（ただし、後述するとおり、市場支配力を有する事業者が当該市場において提供するサービスや適格電気通信事業者が提供するユニバーサルサービス等については、政策的観点から別途異なる規律が必要となるものと考えられる）。

出典：IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申
(情報通信審議会：2002年8月7日) P.85

- ⑤ さらに、適格電気通信事業者については、事業法上、ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供に努めることが求められており、市場支配力を有するか否かに係わらず、ユニバーサルサービスについては契約約款の作成・公表を義務付けるとともに、当該契約約款に基づく役務提供義務を課すことが適当である。

出典：IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申
(情報通信審議会：2002年8月7日) P.92

全事業者についてデタリフ化が適当

ただし

適格電気通信事業者が提供するユニバーサルサービスについてはデタリフ化と別途異なる規律が必要

適格電気通信事業者についてはユニバーサルサービスについて約款規制

過去の答申では、**適格電気通信事業者に規制が必要**との結論

(2) 会計整理の方法

- ① 基礎的電気通信役務は国民生活に不可欠な役務であり、また、基金を通じて他の事業者等にコスト負担を課すものであることから、実際会計として、基礎的電気通信役務の提供に係る適格電気通信事業者の収支状況について、コスト負担事業者及び国民利用者に十分な情報開示がなされることが必要である。
- ② このため、基礎的電気通信役務の提供に係る会計整理の方法としては、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号。以下「規則」という。）の音声伝送役務損益明細表（様式第21）の「役務の細目」の欄に、基礎的電気通信役務の対象役務の欄を加え、会計を整理することが適当である。具体的には、営業収益・営業費用・営業利益を記入する区分である役務の細目として、加入電話の基本料・市内通話・離島通話・緊急通報、基礎的（第一種）公衆電話の欄を設けることが適当と考えられる。

出典：「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の第二次答申
(情報通信審議会：2002年2月13日) P.60

**適格電気通信事業者の収支状況について
十分な情報開示が必要**

このため

電気通信事業会計規則で会計整理

※音声伝送役務損益明細表は2003年度まで
2004年度より基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表等へ変更

基礎的電気通信役務に関する規律については、
以下のとおり**適格電気通信事業者のみ対象**とすべき

		過去答申		現行規制		見直し案	
		適格	その他	適格	その他	適格	その他
①約款規制	加入電話	対象	—	対象	対象	対象	—
	ブロードバンド					対象	—
②会計整理義務	加入電話	対象	—	対象	対象	対象	—
	ブロードバンド					対象	—

過去答申との不整合

将来像(ユニバーサルアクセス)を見据えて検討し
対象とすべきはFTTHアクセスサービス

「整備」と「維持」に分けて検討し、
ユニバーサルサービス交付金は既存エリアの「維持」に活用
(将来的には、ラストリゾートとしてのNTT東西殿への提供義務化も要検討)

交付金は最小化すべく、非競争地域・不採算なものに限定
(負担金は、電気通信事業者のアクセス回線契約数に基づく分担が現実的な案の一つ)

基礎的電気通信役務に関する規律は見直し、
適格電気通信事業者のみ規制対象とすべき

參考資料

基礎的電気通信役務に関する経緯

- ① 基礎的電気通信役務の定義は、交付金制度と同時に導入された
(基礎的電気通信役務は、「補填対象」を規定するために設けられた定義)
- ② 基礎的電気通信役務の範囲は、「補填対象」とすべきか否かで決められた
- ③ 競争進展・補填不要と判断された役務は、基礎的電気通信役務から除外された

	電気通信事業法	NTT法	基礎的電気通信役務の範囲
1985年	競争原理 の導入	NTT殿に対し ユニバーサルサービス義務 利用可能性の確保	【事業法上の規定なし】 ※NTT法にて「電話」
1998年	NTT殿の加入電話等へ プライスカップ制度 の導入 低廉性の確保		
2002年	ユニバーサルサービス交付金制度・ 基礎的電気通信役務 の導入		加入電話・第一種公衆電話・ (加入電話・第一種公衆電話)緊急通報
2004年	デタリフ化 (基礎的電気通信役務は対象外)	①ユニバーサルサービス交付金制度と 基礎的電気通信役務をセットで導入	②補填対象を規定
2006年	ユニバーサルサービス交付金制度・ 基礎的電気通信役務 の見直し (ベンチマーク方式への移行等)	③競争進展・補填不要により 市内通話を除外	加入電話(市内通話を除く)・ 第一種公衆電話・ (加入電話・第一種公衆電話)緊急通報